



【セミナー】

インターネットの音楽利用に新ルール導入

JASRACとNMRC 暫定合意の読み方

佐々木隆一 NMRC代表世話人

今日、インターネットでの音楽利用はますます広がりつつある。それにともない、著作権やアーティストが持つ実演権、そしてレコード会社が持つ原盤権など、さまざまな権利を処理するためのルール作りが必要となってきた。そんな中、昨年11月26日に音楽著作権を管理する「日本音楽著作権協会（JASRAC）」と、音楽を利用する側の代表である「音楽著作権連絡協議会（NMRC）」との間で、ネットワーク上で音楽を有料配信する場合の「著作権料」について暫定的な合意がなされた。そこで、この合意がどのようなものかをNMRCの代表である佐々木隆一氏にわかりやすく解説していただいた。

MUSIC COPYRIGHT

放送と流通が融合するメディア

ネットワークメディアは飛躍的に発展しつつあるが、特に音声技術や画像技術を駆使したデジタルメディアとしての活用は今後大きく期待できることである。その中でも音楽コンテンツのネットワークでの利用は、世界中のインターネットユーザーが待ち望んでいることである。

インターネットという世界では、アーティストが自由に作品を発表したり、ファンとアーティストとが活発に交流したりする環境が実現できるのである。そして、CDやDVD、音楽データによるアーティストの作品をネットワークで購入（通信販売またはダウンロード販売）できれば素晴らしいことである。つまり、ネットワークは従来の放送メディアのような作品の紹介（プロモーション）だけでなく、新しい流通メディアとしてアーティストからも、レコード会社からも、ユーザーからも期待されているメディアなのである。ネットワークで音楽を購入するだけでなく、WWWによる音楽番組を配信したり、コンサートなどを中継したり、企業や個人のWWWページのBGMとして音楽を利用したりするな

ど、音楽の利用は無限に考えられる。

音楽の利用には権利が働く

ところが、ネットワークで音楽を実際に利用するためには、音楽にかかわる著作権や原盤権、隣接権など、さまざまな権利処理が必要となる。

特に、権利処理については音楽を利用する形態が問題となる（ ）。音楽の配信方法にはダウンロードとストリームがあると考えられる。また、有料配信と無料配信という分け方もある。

有料配信の場合は規模の大小にかかわらず、有料サービスによって事業として音楽を配信していることに違いはなく、比較的事例がわかりやすい。

ところが、無料で音楽を使用する場合はいろいろと判断が困難な事例が増える。企業や団体が資金をかけて運営しているWWWサイトの場合は、サイトの運営予算や制作予算の総合的な規模によって、音楽著作権処理のコストを適正な範囲で事業者と権利者団体とで支払う取り決めができていなければならない。しかし、これが個人やグループのWWWペー

ジの場合、すべてボランティアなどで運営されているなど、運営予算がないことも考えられる。また、たとえば著作者自身が自分のWWWサイトに音楽データを置くなど、あくまでも個人の表現の自由の範囲で処理しなければならない場合も想定する必要がある。したがって、同じ無料でも法人と個人では負担すべき経費の認識や解釈が異なると思われる。

しかし、個人だからといって公衆が利用しているインターネット環境で、私的利用（無料使用）の範囲という基本解釈をいたずらに拡大するわけにもいかないのが現実である。

音楽利用の形態	
配信方法	ダウンロード(複製可能サービス) たとえば、レコードなどの ノンパッケージ販売
	ストリーム(視聴サービス) たとえば、有料での 音楽視聴配信サービス(複製できない)
運営方法	有料配信 ユーザーからの収入や広告収入によって 運営される音楽の配信
	無料配信 企業や団体が使用する音楽の無料配信 (BGMも含む) 個人やグループが使用する無料配信

交渉のためにNMRCを設立

音楽著作権は法律によりJASRACが仲介管理をしている。したがって、音楽著作権使用料の交渉はJASRACと協議することになるわけだが、JASRACは法律による独占的な立場にあるので、利用者側にとって利用条件が厳しい料金を提示する場合もあると考えられる。つまり、1社や1団体だけで交渉する場合、交渉するパワーとしては圧倒的に弱いわけである。

特にインターネットは過去にまったく新しいメディアである。しかも、国際的なメディアなので、日本だけにしか通用しない音楽使用ルールを決めてもまったく意味のないものとなってしまふ。

そこで、音楽電子事業協会、マルチメディア・タイトル制作者連盟、日本レコード協会、テレコムサ・ビス協会、電子ネットワーク協議会、日本インターネット協会、日本地域プロバイダ協会、コンピュータソフトウェア著作権協会およびUNIXビジネスアソシ

エーション(UBA)が大団結してNMRCを結成し、ネットワークにおける音楽著作権使用料などの交渉にあたることになった。

使用料の考え方に相違がある

交渉をすすめるにあたり、JASRACとNMRCでは、、のようなそれぞれの主張について協議する形で進められた。著作権使用料の考え方については、JASRACの主張では月額基本使用料と月額利用単位使用料の両建てとなっている。これに対してNMRCでは次のような問題点があると考えている。

まず、月額基本使用料という考え方がネットワークでの音楽利用に関して妥当な考え方とは思えない。サーバーにデータを登録する際に、1回だけの権利処理をするという考え方が絶対ないとはいえないが、月額で処理するという方式を利用者サイドに納得させるのは無理がある()。従来の既存メディアにはこのような両建ての使用料規定はなかった。

出版、放送、レコードなどほとんどの著作権使用料は基本的に1つの権利処理によって形成されている。たとえばJASRACの主張を適用すると、10万曲の音楽をサーバーに用意すると収入がなくても毎月1,060万円を基本使用料として支払うことになる。これでは埋もれた名曲を発掘して広く紹介しようというようなシステムは構築できなくなる。

また、月額利用単位の使用料も全体に既存メディアに比べて10パーセントと高く提示されているのは、音楽利用者にとって不満なところだろう(既存のメディアの音楽使用料は、レコードが小売価格の6パーセント、放送が1.5パーセント、音楽有線放送が2パーセント)。

NMRCとしては、ネットワークでの音楽の使用料を既存のメディアよりも安くすべきだという主張は一切していない。アーティストの創作の対価を無意味に値切るつもりは毛頭ないが、せめて既存のレコードや放送などと同じ水準の使用料にしていだきたいと要望しているのである。つまり、新しい時代の幕開けであるネットワークメディアの発展の芽を摘まないようにしたいのである。このようなNMRCの要望は監督官庁の文化庁著作権課や関連官庁の通産省や郵政省にも理解をいた

音楽利用の考え方の相違

	権利と利用行為	著作物利用の評価	著作権使用料の考え方
JASRAC	複製権	音楽データがデータベース化されてデータが用意される部分(品揃え)	月額基本使用料
	有線送信権 (自動公衆送信の場合、送信可能化権を含む)	音楽データ配信サーバから端末へのデータ配信(著作物の記録変換、サーバへの入力、追加を含む)	月額利用単位使用料
NMRC	音楽データの利用形態をストリーム配信とダウンロード配信に分けて考える。また、データの送信経路でのキャッシュなどによる複製について「複製行為」を「利用行為」とみなすことに疑問視	「品揃え」論に懐疑的	利用単位使用料のみ

音楽の使用料の相違

JASRAC (包括的契約の場合)	基本使用料 (表参照) + 利用単位使用料	利用単位使用料は次の①と②のいずれが多い額 ①AとBを足した額 A. リクエスト1回あたりの情報料 × 10% × 月間の総リクエスト回数 B. 会員費など、リクエスト情報料以外の収入が受信先からある場合、その収入の月額相当額の10%の額を限度としてAと同額 ② 1曲1リクエスト × 10円 × 月間の総リクエスト回数
	ストリーミング配信料 著作物のストリーミング配信サービスの総収入(消費税を除く) × 2% (最低保証料は年額5万円) 収入となるもの ・ストリーミング配信サービスの受信者から受領したストリーミング配信サービスに対する収入 ・著作物のストリーミング配信サービスによって受領した広告収入、スポンサー料、協賛金	
NMRC	ダウンロード配信料 リクエスト1曲1回あたりの情報料 × 4.5%	

JASRACの定める音楽利用の基本使用料

月間利用可能著作物数	月額使用料
250曲未満	著作物数 × 100円
500曲まで	5万円
1,000曲まで	10万円
2,000曲まで	20万円
3,000曲まで	30万円
4,000曲まで	40万円
5,000曲まで	60万円
6,000曲まで	80万円
7,000曲まで	100万円
8,000曲まで	120万円
9,000曲まで	140万円
10,000曲まで	160万円
12,000曲まで	180万円
14,000曲まで	200万円
16,000曲まで	220万円
18,000曲まで	240万円
20,000曲まで	260万円
20,000曲を超える場合、2,000曲までを増すごとに加算する額	20万円

著作物を異なるデータ形式によって利用する場合は、その数を月間利用可能著作物数に加える。

*詳細については別表した

だく努力をしているところである。

そして暫定的な合意に達した

JASRACとNMRCの協議の末、各事業者の事業開始から1999年3月31日までの間は、有料配信に関してに示した内容によって算出した額に消費税相当額を加算した額を月額使用料とすることで暫定合意した(1998年11月26日)。

JASRACとNMRCの交渉も1年も経ってしまい、1日単位で急速に進化しているインターネット社会ではかなり遅い交渉といえるだろう。この間、正規の音楽情報サービスがスタートできないだけでなく、MP3などの最新技術がユーザーの間に普及して音楽(音声やCDなど)のダウンロード流通が無許可サイトで行われるという、当然といえば当然のことが起こってしまったわけである。

日本でもこれ以上の交渉の遅れは事業者にとっても、もちろん権利者にとっても不利益しかもたらさないことは自明の理であるし、善良なネットユーザーも巻き込んで不幸な結果を招いてしまう。ようするに、インターネットの現状がこれ以上のマラソン交渉を許さない状況になっているのである。交渉であるから、早期に解決を図ることによってもたらされる利益は、JASRACもNMRCも享受できるわけである。

しかし、日本では音楽CDなどのネットワ

しかし、日本では音楽CDなどのネットワ

インタラクティブ配信のうち有料利用に関する暫定使用料	
	月額利用単位使用料
① ダウンロード形式	次のいずれか契約時に選択して算出した額(最低月額5,000円) 広告収入がない場合 1曲リクエスト1回当たりの情報料×7%×月間の総リクエスト回数 1曲×7円×月間の総リクエスト回数 広告料収入がある場合 (月間の総情報料収入+月間の正味広告料収入)×6.75% 1曲×7円×月間の総リクエスト回数
	1回のリクエストに応じて公衆送信されるデータの内容によって以下のように変わる(最低月額5,000円) 主として音楽著作物のとき (月間の総情報料収入+月間の正味広告料収入)×3.5% 一般娯楽等のとき (月間の総情報料収入+月間の正味広告料収入)×2.5% スポーツ、ニュースなど(音楽著作物があまり含まれないもの)のとき (月間の総情報料収入+月間の正味広告料収入)×1%

・①の規定が適用になる場合で、受信先において曲データの利用可能な期間または回数に制限があるときは、「7円」を次のとおりとする
 (ア)利用可能期間が受信後10日以内のものは「3.5円」
 (イ)利用可能回数が1回を超え10回までのものは「3.5円」
 ・②でリクエスト1回当たりの情報料が定められていない場合は、当該事業者の定める情報料をリクエスト可能回数で除算して算出
 ・企業や商品の広告を目的に著作物を利用する場合は、著作権者などから事前に同意を得るものとする(月額使用料は別途協議)
 ・映画(著作物のプロモーションを含まない)やゲームなどほかの作品の構成部分として著作物を利用する場合は別途協議
 ・ストリーム形式のうち、著作物のカラオケデータのインタラクティブ配信については継続協議
 ・スポンサー料、協賛金の定義及び取扱いについては別途協議

暫定合意に基づいて
音楽著作権使用申請をする
WWWサイト運営事業者(例)

MIDIデータのダウンロード販売
インディーズ系レコード会社による音楽データのダウンロード販売
自主制作CDの音楽データのダウンロード販売
音源所有者による音楽データのダウンロード販売、または有料ストリームサービスの提供
会費制、または広告収入がある場合の音楽ストリームサービス

(例) コンサート中継
ライブハウス
音楽紹介番組(放送などの連携企画)
ラジオ番組のような形態のサービス

契約の流れと著作権使用料シミュレーション

契約の流れ

契約
インタラクティブ配信による管理著作物の有料利用に関する暫定合意書に基づく契約書の締結

楽曲使用申請書を提出

楽曲使用報告書を提出

JASRACから請求書が送られてくる

著作権使用料を支払う

著作権使用料シミュレーション

MIDIデータのダウンロード配信

・次のような曲の利用料の規定およびダウンロード回数があった場合

1曲100円×500回=5万円
1曲150円×300回=4万5,000円
1曲200円×300回=6万円
1曲300円×200回=6万円
売上合計 21万5,000円

① 売上合計21万5,000円×7%=1万5,050円
 ② 7円×1,300回=9,100円(1曲ごとの計算の場合)

著作権使用料
著作権使用料は①と②のいずれか高い方であるから、結局1万5,050円となる

音楽紹介サービス番組(ストリーム)

・アーティストの紹介や音楽シーンの話題等を主たる構成にした番組で、主体が音楽のストリーム配信の場合。
 ・会費収入がなく、広告収入が月額10万円あった場合。
 10万円×3.5%=3,500円

著作権使用料
最低月額5,000円なので結局5,000円となる

ーク上での再利用（二次利用）ルールが確立していないので、直ちに音楽が広く利用できるわけではない。今回の著作権法改正（1998年）ではレコードや実演家に送信可能化権を許諾権として与えた。しかし、権利許諾ルールはまだ確立していない。このため、音楽CDなどの二次利用は事実上不可能な状態である。

協議はまだまだ続く

有料であれ無料であれ、音楽使用に関して著作権処理をしなければならないことに違いはない。無料配信だから著作物使用料も無料だろうというのは考え違いもはなはだしところだ。

無料配信での音楽著作権料は、学校での音楽の利用や音楽関係者が行う販売やプロモーションのサービスの場合、相対的に使用料は安くなると思われるが、基本的には有料の場合とほぼ同様の規定が予想される。しかし、無料のWWWサイトにはそれなりの理由や予算があるので、有料サービスより若干安く決まるのは合理的であるといえる。とりあえず、1999年度に入ってNMRCとJASRACとの無料サービスの著作権使用料についての交渉が始まっているので、決定するまでお待ちいただきたい。

また、音楽の利用という観点ではカラオケサービスが考えられる。しかし、カラオケ専用サービスは今回の合意から外れている。その理由として、京セラマルチメディアが専用端末を使用したインターネット上でのカラオケサービスをすでに開始しており、一部で家庭用と業務用が混在していることが事態を複雑にしているからである。

カラオケサービスといえども汎用機器を使用した通常のインターネットでのサービスは、すでに合意した上記使用料を適用すべきである。小規模な業務用にも流用できるネットワークサービス専用端末機器や本格的な業務用カラオケシステムサービスを除外して、それ以外のインターネットサービスには許諾条件や使用料に差をつけるべきでないと考えている。

基本使用料の導入は新しい考え方

JASRAC送信部牧田氏に聞く
聞き手：編集部

Q. 今回の暫定合意でJASRACとNMRCとの意見が食い違ったところはどの点でしょうか？

大きく分けて2つあります。1つは使用料の料率の数字が大きく違います。当初JASRACでは12.5パーセントという数字を提示していますが、NMRCではネットワークの先進国である米国の著作権団体が暫定的に許諾している数字を使うべきだといっています。この数字とJASRACの提示した数字とでは、JASRACのほうが3倍ほど大きいという違いがあります。

もう1つはネットワーク上における音楽の利用についてどういう権利が働いて、それをどう処理していくかという考え方そのものが違っています。

音楽データがデータベース化されるという形で音楽が用意され、音楽データにユーザーがアクセスして再生するというのが、ネットワーク上で音楽を利用する大きな流れとなります。この「データとして音楽が用意される」部分についてもJASRACでは音楽を利用していると考えています。インタラクティブ送信はまず「データありき」で初めて送信されるわけですから、この部分についても作家の権利を評価していただきたいのです。したがって、この部分については基本使用料として提案しました。

ただ、音楽データを1万曲用意しても、半分の5千曲が利用されて残り半分の5000曲がまったく利用されなかった場合、利用された5000曲と利用されなかった5千曲を同じように評価してほしいとはしていません。音楽が利用されなかったという収入が発生していないわけですから、評価のあり方に差を設けることは柔軟に考えています。この点についてはご理解いただきたいと思っています。

Q. 提案された著作物使用料の料率はどのように算出した数字なのでしょう？

世界の著作権管理団体にCISAC（著作権協会国際連合）があります。CISAC憲章に著作権利用料は著作物を利用して得た収入に一定の率をかけたものを著作物使用料とするという基本的な考え方があります。また上限的に「収入の10パーセントを著作物の使用料とする」という目標のようなものがあります。この考えに基づいてJASRACは各団体と交渉しています。したがって、ネットワーク上での音楽の利用についてもデータがライン上でやりとりされる分の収入には10パーセント支払ってほしいという意味から算出したわけですね。残りの2.5パーセントは音楽がデータとして蓄積された場合の基本使用料分になります。

Q. 基本使用料はほかの音楽の利用形態（たとえば放送など）にも規定しているのですか？

基本使用料という考え方は、これまでとは違う新しいものとして提案させていただきました。

音楽を利用した番組の放送の場合、制作の過程で番組をテープに録音録画しますので複製権が発生します。したがって、複製権の使用料を払っていただくことになります。また、番組を放送すると放送権が働きますので、同じく放送使用料の支払いが必要となります。このようにこれまでは複製権、放送権といった各支分権の使用料を加算して使用料全体を組み立てていました。

ネットワーク上での音楽の利用については、すでに通信カラオケの分野において使用料の支払い方式が合意されていました。通信カラオケの場合、14事業者間でエンドユーザーが歌うまでの間に音楽データを複製する回数が増えるという配信システム上の違いがあったわけです。これを放送の場合のように働く支分権ごとに使用料を加算していきまると、通信カラオケという同じ音楽利用の仕組みであっても配信システムの違いから各社の使用料が違ってしまいます。そこで、従来の加算方式をやめて音楽データの蓄積からエンドユーザーへの配信までを1つの利用とみなし、それまでとは違う新しい提案をさせていただいたのです。インターネットも同じネットワーク上の音楽の利用ということでこの考え方に習って提案しました。

議論の輪は広がる

編集部

音楽をネットワーク上で利用することについての議論は、今回説明したように音楽著作権を管理するJASRACや音楽利用者を代表するNMRCで行われているわけだが、実際に著作権を持つ音楽作者はどう思っているのだろうか。

今回の暫定合意に関する話題として、作曲家のすぎやまこういち氏はマルチメディア委員会委員長という立場で反論の意を表している（マルチメディア委員会はJARACの諮問機関）。

また、暫定合意と違った側面になるが、2月1日に音楽家の坂本龍一氏や佐野元春氏、ゲームクリエイターの飯野賢治氏らアーティストやコンテンツ製作者6人によってメディアア

ーティスト協会(MAA、仮称)が創設された。MAAはデジタル時代の著作権の管理や保護のあり方についてアーティストの意見を反映することを目的とし、文化庁をはじめJASRACなど著作権関係団体に対して権利者の意見を提出する計画としている。MAAは音楽著作家だけでなくとどまらず、CG作家やゲーム作家などさまざまなジャンルの製作者団体である。

今回のJASRACとNMRCの暫定合意は、管理団体と利用者団体との交渉で進められた。今後も、暫定合意から明確なルール作りに向けてさまざまな議論がなされるだろう。その際に、MAAのような音楽を創る側の団体や、原盤権を持つレコード会社などの意見がどのように反映されるのにも注目したい。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp